本号で公布された法令のあらまし

◇**株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律**（法律第二九号）（財務省）

1　特定投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容の決定の期限を令和三年三月三一日から令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第二条の一二関係）

2　特定投資業務の適確な実施のために政府が会社に出資することができる期限を令和三年三月三一日から令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第二条の一四関係）

3　特定投資業務を完了するよう努めなければならない期限を令和八年三月三一日から令和一三年三月三一日まで延長することとした。（附則第二条の二〇関係）

4　検討

㈠　政府は、この法律の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、会社による特定投資業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、我が国経済の持続的な成長に資する長期資金その他の資金の供給の一層の促進を図る観点から、会社による特定投資業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（改正法附則第二項関係）

㈡　政府は、㈠の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならないこととした。（改正法附則第三項関係）

5　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律**（法律第三〇号）（総務省）

一　電気通信事業法の一部改正関係（第一条関係）

1　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の役員が役員兼任を禁止される会社の対象範囲を画するために用いられる子会社の定義について、法人がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社に加え、法人及びその一若しくは二以上の子会社又は法人の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社を含むものとした。

2　その他規定の整備をすることとした。（第二条関係）

二　電気通信事業法の一部改正関係（第二条関係）

1　外国法人等（外国の法人及び団体並びに外国に住所を有する個人をいう。）は、電気通信事業を営もうとする場合には、国内における代表者又は国内における代理人を定めなければならないこととした。

2　適格電気通信事業者は、その基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備を総務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならないこととした。

3　総務大臣は、電気通信事業法又は同法に基づく命令若しくは処分に違反する行為を行った者の氏名等を公表することができることとした。

4　その他規定の整備をすることとした。

三　日本電信電話株式会社等に関する法律の一部改正関係（第三条関係）

1　東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、総務大臣の認可を受けた場合には、他の電気通信事業者の電気通信設備を用いて電話の役務を提供できることとした。

2　その他規定の整備をすることとした。

四　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

法　律

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年五月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第二十九号

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の十二第二項及び第二条の十四第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第二条の二十第一項中「平成三十八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（特定投資業務に関する検討）

2　政府は、この法律の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、株式会社日本政策投資銀行（以下この項において「会社」という。）による特定投資業務（この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十二第二項に規定する特定投資業務をいう。以下この項において同じ。）の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、我が国経済の持続的な成長に資する長期資金その他の資金の供給の一層の促進を図る観点から、会社による特定投資業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3　政府は、前項の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年五月二十二日

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十号

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律

（電気通信事業法の一部改正）

第一条　電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項の表前条第一項の項下欄中「第三十一条第五項」を「第三十一条第六項」に改める。